

令和 2 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

2 月定例会  
( 2 月 2 7 日 )

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉



令和 2 年 2 月

# 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

## 第 1 号 2 月 27 日（木）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名（3 番 富永勉君、4 番 北川和利君）	3
会期の決定	3
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 1 号（質疑・討論）	6
2 番 獅山向洋君 反対討論	6
議案第 1 号（採決）	7
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	7
議案第 2 号（質疑・討論）	13
6 番 西澤申明君 質疑	13
中江総務課長 答弁	14
杉山建設推進室長 答弁	15
6 番 西澤申明君 再質疑	15
中江総務課長 答弁	16
杉山建設推進室長 答弁	17
6 番 西澤申明君 再々質疑	17
中江総務課長 答弁	17
2 番 獅山向洋君 反対討論	18
6 番 西澤申明君 反対討論	19
4 番 北川和利君 賛成討論	20

議案第 2 号（採決）	20
議案第 3 号上程（管理者提案説明）	20
議案第 3 号（質疑・討論）	22
13 番 中野正剛君 質疑	22
上田紫雲苑場長 答弁	23
13 番 中野正剛君 再質疑	24
上田紫雲苑場長 答弁	25
6 番 西澤伸明君 反対討論	25
議案第 3 号（採決）	26
議案第 4 号上程（管理者提案説明）	26
議案第 4 号（質疑・討論）	27
議案第 4 号（採決）	27
一般質問	28
4 番 北川和利君 質問	28
新設一般ごみ処理施設のコンサルについて	28
新ごみ処理施設整備基本計画において処理方式として採用されたストーカ 式焼却炉について	28
杉山建設推進室長 答弁	28
4 番 北川和利君 再質問	29
杉山建設推進室長 答弁	30
4 番 北川和利君 再々質問	30
杉山建設推進室長 答弁	30
2 番 獅山向洋君 質問	31
基本設計等プロポーザルについて	31
昨年の臨時会以降の経過について	31
杉山建設推進室長 答弁	31
2 番 獅山向洋君 再質問	34
杉山建設推進室長 答弁	35
2 番 獅山向洋君 再々質問	35
杉山建設推進室長 答弁	35
閉会	36
付録	
全員協議会（令和 2 年 2 月 27 日）	37

## 2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月27日（木）

---

### 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号上程
- 第5 議案第2号上程
- 第6 議案第3号上程
- 第7 議案第4号上程
- 第8 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第1号  
令和元年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正  
予算（第3号）
- 日程第5 議案第2号  
令和2年度（2020年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第6 議案第3号  
彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第4号  
彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広  
域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
案
- 日程第8 一般質問

---

**会議に出席した議員（17名）**

2番	獅山向洋君	11番	黒澤茂樹君
3番	富永勉君	12番	澤田源宏君
4番	北川和利君	13番	中野正剛君
5番	角井英明君	14番	杉原祥浩君
6番	西澤伸明君	15番	伊藤容子さん
7番	木下茂樹君	16番	馬場和子さん
8番	西澤清正君	17番	河村善一君
9番	北川元気君	19番	安澤勝君
10番	赤井康彦君		

---

**会議に欠席した議員（2名）**

1番	木村修君	18番	竹中秀夫君
----	------	-----	-------

---

**議場に出席した事務局職員**

事務局長	神細工信二	事務局副主幹	高橋大
事務局次長	中江淳展	書記	荒木潤

---

**会議に出席した説明員**

管理者	大久保貴君	事務局長	神細工信二君
副管理者	山田静男君	総務課長	中江淳展君
副管理者	有村国知君	総務課長補佐	高橋大君
副管理者	伊藤定勉君	紫雲苑場長	上田文夫君
副管理者	野瀬喜久男君	中山投棄場長	山本登君
副管理者	久保久良君	建設推進室長	杉山暢基君
会計管理者	山縣忠一君	建設推進室主幹	宮川伸夫君

---

**会議に欠席した説明員（0名）**

---

## 午後 2 時 00 分開会

○議長(安澤勝君) それでは、ただいまから令和 2 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で会議開会定足数に達しております。よって、令和 2 年 2 月定例会は、成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長(安澤勝君) 日程第 1、さきの全員協議会で報告のありました、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席といたします。

1 番 木村修君。6 番 西澤伸明君。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長(安澤勝君) 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、3 番 富永勉君、4 番 北川和利君を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長(安澤勝君) 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安澤勝君) ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

## 日程第 4 議案第 1 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)

○議長(安澤勝君) 次に、日程第 4、議案第 1 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

[高橋議会事務局副主幹朗読]

○議長(安澤勝君) 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、議案第 1 号 令和元年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 3 号)の概要につきまして、ご説明いたします。

補正前予算総額 4 億 9,637 万 4,000 円に対しまして、歳入歳出それぞれから 4,276 万 5,000 円を減額し、予算総額を 4 億 5,360 万 9,000 円とするものでございます。

その他、繰越明許費として、中継基地整備実施設計業務 880 万円を翌年度に繰り越すもの、また、債務負担行為の補正として事業費が確定したことから限度額について減額するものです。

詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(安澤勝君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(中江淳展君) それでは、議案第 1 号 令和元年度(2019 年度)

彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算につきまして、補正予算書および概要によりまして、ご説明さしあげます。

今回の補正につきましては、人件費の支給実績や燃料費および光熱水費などについて、使用実績をもとに精査したこと、また、修繕や各種委託業務において、入札等執行後の予算執行残が生じたことなどから、全体として減額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。第1条第1項では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,276万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,360万9千円とするものでございます。第2条は繰越明許費について定めているもの、第3条は債務負担行為の補正について定めているものでございます。

次に2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金は、3,579万5千円を減額し、3億8,193万7千円とするもの。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、121万1千円を増額し、3,186万5千円とするものでございます。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、818万1千円を減額し、1,682万2千円とするものであります。

続いて、3ページをお願いいたしま

す。歳出でございますが、第1款 議会費、第1項 議会費は、1万4千円を増額し、43万7千円とするもの、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費は、220万4千円を減額し、1億5,837万6千円とするもの。同じく、第2項 保健衛生費は、85万8千円を減額し、4,012万5千円とするもの。同じく、第3項 清掃費は、3,971万7千円を減額し、2億5,367万1千円とするものでございます。

したがいまして、歳入歳出合計ともに、補正前の4億9,637万4千円から4,276万5千円を減額し、4億5,360万9千円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございますが、これは、埋立ごみ次期中継基地の整備地となる地元自治会との合意形成に時間を要したため、整備実施設計業務を年度内に完了することが困難となり、予算の次年度繰越しをお願いするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正でございますが、新ごみ処理施設の建設候補地に係る委託業務である環境影響評価業務ならびに施設整備・造成等基本設計業務におきまして、入札が終わり事業費が確定したことから、それぞれの限度額について減額するものでございます。

次に、歳入、歳出それぞれの詳細な内容につきましては、7ページから14ページの歳入歳出補正予算事項別明



細書により説明させていただきます。  
なお、7ページ、8ページは総括でございます。

まず、歳入から説明させていただきますので、9ページをお開き願います。

2 歳入につきましては、まず、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金の補正で、後ほど説明いたします歳出の補正に伴いまして、構成市町の運営費負担金3,579万5千円の減額をお願いするもので、構成市町別の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、10ページをお開き願います。  
第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 衛生使用料は、当初見込みより紫雲苑の利用者が多かったため、斎場使用料121万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。  
第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金は、新ごみ処理施設建設候補地に係る委託業務の事業費が確定し、国からの循環型社会形成推進交付金の額が確定することに伴いまして、818万1千円の減額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきますので、12ページをお開き願います。  
3 歳出、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、年度内に新たに議会運営代表者会議を開

催する必要が生じたことから、旅費について、1万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。  
第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、職員の時間外勤務手当ならびに共済費と賃金を実績により精査したことによる減額、修繕料において入札の結果、執行残が生じたことによる需用費の減額、地方自治法の改正に伴い、歳出科目に変更が生じることから財務会計システムの改修が必要になったことならびに裁判の終結による弁護士費用が必要になったことによる委託料の増額、パソコン端末更新の入札執行により備品購入費に執行残が生じたことによる減額によりまして、一般管理費全体で、73万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第2目 財政調整基金積立金は、平成29年9月に原町自治会ならびに原開発委員会から請求を受けたごみ処理施設の候補地選定に係る審査請求を却下したことの取り消しを求める裁判が年度内で終結したことにより、弁護士費用を支出する必要が生じたため、その財源として財政調整金に積み立てを予定していた前年度繰越金を充てるため147万円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、

紫雲苑において、電気、水道代の光熱水費について、実績をもとに精査したこと、また、入札執行に伴う委託料の予算執行残が生じたことから、斎場管理費全体で 85 万 8 千円の減額の補正をお願いするものでございます。次に、第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 1 目 投棄場管理費は、14 ページにわたりますが、中山投棄場において、需用費、光熱水費は実績をもとに精査したこと、修繕料については入札結果により執行残が生じたことによる減額。委託料においては各種委託業務の入札等による予算執行残が生じたことにより減額するもので、特に大きなものとしましては、中山投棄場の跡地利用計画策定業務で 366 万円の減額となっております。さらに、工事請負費は中山投棄場管理棟外壁塗装等改修工事の入札執行により執行残が生じたことによりまして、投棄場管理費全体で、1,468 万 8 千円の減額の補正をお願いするものでございます。

同じく 14 ページ、第 2 款 衛生費、第 3 項 清掃費、第 2 目 塵芥焼却場費は、委託料において新ごみ処理施設整備に向けた建設候補地の環境影響評価業務、施設整備・造成等基本設計業務、地質調査業務、地歴調査業務、地形測量調査業務の五つの業務委託に加え、中継基地整備実施設計業務について、入札等による執行残が生じたため、塵芥焼却場費全体で、2,502 万 9 千円の減額補正をお願いするものでございます。従いまして、第 2 款 衛

生費の第 3 項 清掃費全体で 3,971 万 7 千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、15 ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

以上で補正予算のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておきませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。獅山議員。

**○2 番（獅山向洋君）** この補正予算書ですね、第 3 条の債務負担行為について、反対の討論をしておきたいと思っております。既に多数決によって建設候補地は決まっているわけですが、その時に私は反対討論で申し上げたように、この建設候補地は西清崎ですが、敷地全体がいわゆる浸水想定区域になっておりますし、また、敷地の北西側につきましては土砂災害危険箇所、土石流危険溪流に指定されております。さらに、この敷地の候補地の東北側にも急傾斜地崩壊危険箇所が存在しております。しかも全体的に、この敷地のほとんどが沖積層でございまして、厚さが 10m ないし 15m と推定されておりますけれども、相当

軟弱地盤で対策も必要であるということでございます。そういう観点から申し上げますとですね、いうならば多数決でもってですね、災害を防止することはできないわけです。やはり、こういう土地の条件を明確にした上で、今後どういう災害が起こるかということを考えて本来決めるべきであったと私は思っております。そういう観点から、今後ですね、やはり現在の候補地を前提とする限りですね、どうしても危険性が非常に大きいと考えておりますので、やはりいろいろな予算関係で反対していかざるを得ないと考えております。そういうことで、まずこの補正予算の債務負担行為について反対いたしまして、また次の予算についてもですね、反対いたしたいと思っておりますので、そういう理由で反対討論とさせていただきます。以上です。

**○議長（安澤勝君）** ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第1号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに、ご異議がございますので、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（安澤勝君）** ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第1号 令和元年度(2019年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決され

ました。

## 日程第5 議案第2号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算

**○議長（安澤勝君）** 次に、日程第5、議案第2号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

**○議長（安澤勝君）** 提案者の説明を求めます。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** それでは、議案第2号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億4,468万6千円とするもので、新ごみ処理施設整備事業につきまして、各種調査業務等に係る経費を引き続き計上するとともに、令和3年3月末をもって閉鎖となる中山投棄場での中継基地に替わり、東近江市小八木町地先に所在する愛知郡清掃センターでの中継基地整備工事を新たに計上したことなどにより、前年度と比べ、1億3,093万5千円の増額となりました。

予算の詳細につきましては、この後、事務局から説明させますが、主なものとしましては、紫雲苑において、経年による火葬炉設備の修繕経費を盛り込んだこと。また、中山投棄場関係では、中継基地として県外民間処理業者の処分場に廃棄物を搬出し、処分する

ための経費を引き続き予算計上するとともに、中山投棄場中継基地事業が終了することに伴い、新たに実施する発生ガス・埋立地温度調査業務および中山投棄場閉鎖工事に係る測量調査業務および実施設計業務を計上させていただきました。また、新ごみ処理施設建設事業につきましては、前年度から継続して取り組む環境影響評価業務および施設整備・造成等基本設計業務に係る経費を引き続き計上し、新たに用地測量調査業務の経費を計上いたしました。このほか、愛知郡清掃センターでの次期中継基地の整備に係る業務として、水質調査業務および中継基地整備工事を新たに計上させていただきました。

以上が、新年度予算の概要であります。非常に厳しい財政状況下ではございますが、当組合の運営につきましては、各構成市町のご理解をいただきながら、住民サービスの向上に努めてまいります。どうかよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（中江淳展君）** それでは、議案第2号 令和2年度(2020年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきまして、予算書と別添の予算案の概要により、ご説明をさせていただきます。

それでは、令和2年度(2020年度)一般会計予算書の1ページをお開き願

います。提出議案でございまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億4,468万6千円と定めるものでございます。新年度予算に計上いたしました主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。歳入、歳出の総括となっております。続きまして、7ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。まず、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金、4億7,159万4千円は、組合の運営管理費を構成団体にご負担願うものでございます。負担方法は、均等割20%、人口割80%の割合で、平成27年の国勢調査人口で按分した金額で計算しております。内訳は説明欄に記載のとおりであります。前年度に比べまして、9,166万7千円の増額となっております。

次に、8ページをお開き願います。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 衛生使用料で、第1節 斎場使用料3,900万5千円は、紫雲苑の使用料で、前年度の実績と使用料の改正を見込んで積算した結果、前年度より997万5千円の増額となっております。

次に、9ページをご覧ください。同じく第2節 投棄場使用料186万4千円は、中山投棄場の使用料で、前年度より24万円の増額となっております。これについては、前年度の実績をもとに積算しております。

続いて、10 ページをお開き願います。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金でございますが、循環型社会形成推進交付金 2,239 万 2 千円でございますが、国の交付金対象となっております業務のうち、新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価業務、施設整備・造成等基本設計業務、用地測量調査業務において、補助率3分の1で積算し、予算計上いたしております。こちらは、後ほど歳出予算でご説明いたしますが、建設推進室所管の塵芥焼却場費の委託料に対応するものでございます。

次に、11 ページをご覧ください。第4款 財産収入でございますが、利子及び配当金は記載のとおりでございます。なお、基金利率は0.04%で、斎場施設整備基金のみ、金額が少額であるため0.01%で運用しております。

続いて、12 ページをお開き願います。第5款 繰入金、第1項 基金繰入金のうち、第1目 財政調整基金繰入金は、当組合で使用しております財務会計システム等の更新が必要なため、その費用について財政調整基金から671 万円取崩し繰入れするものです。同じく第4目 退職手当基金繰入金は存目措置として1 千円を計上いたしておりますが、前年度と同額でございます。

続いて、13 ページをご覧ください。第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、前年度と同様300 万円でございます。

続きまして、14 ページをお開き願います。第7款 諸収入でございますが、それぞれ記載のとおりでございますが、諸収入のうち第2項 雑入、第2目 雑入は前年度までは紫雲苑の骨箱売却収入、紫雲苑設置の自動販売機売上手数料と共済サービスの事務手数料を計上しておりましたが、このうち骨箱販売のニーズが無くなりましたことから、それを反映し前年度より1 万 4 千円の減額でございます。

以上で歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出をご説明いたしますので、15 ページをご覧ください。時間の関係もございまして、主なものについて説明させていただきます。

まず、第1款 議会費は、組合議会の運営に係る経費でございますが、予算額は、42 万 3 千円で、議会の運営に関する協議または調整を行うための議会運営代表者会議を、年度内4 回開催する旅費を新たに計上したこと等により、前年度に比べ7 万 8 千円の増額となっております。

次に16 ページをお開き願います。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、18 ページにわたりますが、組合職員の給料、職員手当等の人件費をはじめ、組合全般の事務的業務に係る経費でございますが、予算額は1 億 6,967 万 4 千円で、会計年度任用職員の人件費を見込んだこと、財務会計システムの更新に係る費用を見込んだこと等により、前年度に

比べ、1,992万2千円の増額となっております。内訳でございますが、第1節 報酬 194万7千円につきましては、説明欄に記載の委員報酬に加えて、令和2年度から会計年度任用職員として紫雲苑においてパートタイムで雇用する職員の報酬 169万3千円を計上したため、その額が増額となっております。第2節 給料 6,805万5千円につきましては、派遣職員8名、プロパー職員7名分の給料と令和2年度から会計年度任用職員として、総務課、中山投棄場、建設推進室においてフルタイムで雇用する職員4名分の給料で、前年度より160万7千円の増額となっております。第3節 職員手当等は、5,609万3千円で、会計年度任用職員に係る職員手当等を見込んだため、前年度より1,049万7千円の増額となっております。第4節 共済費は、2,555万8千円で、会計年度任用職員に係る共済費を見込んだため、前年度より340万1千円の増額となっております。ただいま、ご説明したとおり令和2年度予算では会計年度任用職員の雇用に係る予算を計上いたしました一方で、前年度1,492万6千円計上しておりました臨時職員の雇用に係る第7節 賃金は令和2年度は皆減となっております。

続いて17ページをご覧ください。第8節 旅費は、11万7千円で、6万8千円の増額となっております。これは、パートタイムで雇用する会計年度任用職員の通勤に係る費用7万4千

円を新たに見込んだこと等によるものでございます。第10節 需用費は77万円で、前年度は電話主装置更新に係る修繕料を計上しておりましたが、令和2年度は予め必要と思われる大きな修繕が無いため、需用費全体で前年度より80万3千円の減額となっております。第12節 委託料は、671万8千円で、前年度より294万5千円の増額となっております。内訳は説明欄のとおりでございますが、財務会計システムの更新に係る委託料を増額しております。

次に18ページをお開き願います。第17節 備品購入費は、330万円で、前年度より18万9千円の減額となっております。第18節 負担金、補助及び交付金は、498万7千円で、132万3千円の増額となっております。これは、現時点では各市町からの派遣職員を全て正規職員で見込んでいることにより、退職手当金負担金が増となったためでございます。次に、第2目 財政調整基金積立金、第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金、第4目 斎場施設整備基金積立金は、各基金の利子を積み立てするものでございます。大口定期預金の利率の低下を反映したものになっております。また、第5目 退職手当基金積立金351万1千円は、基金利子の積み立てと、プロパー職員の給料を滋賀県市町退職手当組合が定めております率で積み立てするもので、前年度より、15万4千円の増額となっております。

続きまして、19 ページをご覧ください。第 2 項 保健衛生費、第 1 目 斎場管理費は、火葬場紫雲苑の運営および維持管理に要する経費でございます。予算額としましては、3,746 万 7 千円で、需用費の減少等により、前年度に比べまして、全体で 351 万 6 千円の減額となっております。第 10 節 需要費のうち、燃料費 927 万 4 千円は、火葬用燃料の灯油代、公用車ガソリン代で、前年度より、61 万 8 千円の増額となっております。これは、燃料単価の上昇および前年度実績をもとに積算したものでございます。同じく、光熱水費 715 万円は、電気代および水道代で、前年度の実績値等をもとに積算しました結果、61 万 4 千円の減額となりました。同じく、修繕料 695 万 2 千円は、適切な維持管理を行うための修繕計画に基づき行っております火葬炉の修繕料が大部分を占めますが、令和 2 年度に必要な額が前年度より少額となったため、459 万 6 千円の減額となりました。第 12 節 委託料は、1,198 万 9 千円で、説明欄に記載しておりますとおり、電気工作物保安管理委託業務等 13 件の委託業務に係る経費でございます。そのうち、高所ガラス清掃委託業務は、新たに計上したもので、また、他の委託業務も消費税率の上昇等によりまして、前年度と比べ、56 万 4 千円の増額となっております。第 13 節 使用料および賃借料は、42 万 5 千円で、デジタル複合機等のリース料に加えて、老朽化した公

用自動車をリースにより更新する費用を見込んだことなどにより 27 万 6 千円の増額となっております。続きまして、20 ページをお開き願います。第 17 節 備品購入費は、19 万 5 千円で、利用者の利便性向上のための和室用いすや、施設の清掃作業用として高圧洗浄機を購入しようとするもので、12 万 5 千円の増額となっております。

次に、第 3 項 清掃費、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場の運営および日夏投棄場を併せた施設の維持管理に要する経費でございます。予算額としましては、1 億 7,416 万 5 千円で、需用費と委託料が減額となったことが主な原因で、前年度に比べまして、全体で 3,161 万 1 千円の減額となっております。第 1 節 報酬 558 万 5 千円は、令和 2 年度から会計年度任用職員としてパートタイムで雇用する中山投棄場のごみ搬入物検査員と日直員の報酬で皆増となります。一方、本予算書には記載されておきませんが、前年度予算の第 7 節 賃金 552 万 5 千円につきましては皆減となっております。第 4 節 共済費 33 万円は、搬入物検査員と日直員の労災保険料と、新たに計上した雇用保険、社会保険等の負担金で、前年度より 25 万 8 千円の増額となっております。第 7 節 報償費 341 万 6 千円は、中山投棄場建設時における地元との覚書等によりまして、鳥居本学区自治連合会、中山町中山自治会に支払う環境保全対策金および日夏投棄場に係る三津屋町農

業組合に支払う河川清掃協力感謝金で、前年度と同額を計上いたしております。第 10 節 需用費のうち、光熱水費は 381 万円で中山投棄場と日夏投棄場の浸出水処理施設に係る電気、水道代ですが、精査を行い前年度より、72 万円の減額となりました。また、修繕料 1,280 万 9 千円は、公用車の車検費用、重機の点検整備、浸出水処理施設設備等の修繕で、前年度より、1,905 万 2 千円の減額となりました。これは、前年度に中山投棄場内の浸出水処理設備において大規模修繕が必要であったことによるものでございます。続いて 21 ページをご覧ください。第 12 節 委託料は、22 ページに渡りますが、1 億 4,192 万円を計上いたしております。説明欄に記載しておりますとおり、中山、日夏両投棄場の浸出水処理施設の維持管理、投棄場施設内設備の法定点検と施設管理、法令と公害防止協定に基づく水質検査等の業務委託のほか、一般廃棄物の県外搬出処分に係る委託業務費など計 22 業務を予算計上しております。前年度計上していた中山投棄場跡地利用計画策定業務、トラックスケール点検整備および代行検査業務およびそのプログラム変更委託業務、中山投棄場管理棟外壁塗装等改修工事实施設計委託業務が減った一方で、今年度は中山投棄場閉鎖に係る、発生ガス・埋立地温度調査委託業務、新たな中継基地となる愛知郡清掃センターへの事務所移転作業委託業務、中山投棄場閉鎖工事に係る

測量調査および実施設計委託業務を新たに計上しており、委託料全体といたしましては、前年度と比べまして、1,006 万 6 千円の増額となっております。第 18 節 負担金、補助及び交付金 238 万円は、県廃棄物適正管理協議会負担金と、中継基地事業に伴う廃棄物の県外搬出に伴い、受入れ先の三重県伊賀市に対する環境保全負担金でございまして、前年度と同額となっております。

次に、第 2 目 塵芥焼却場費は、新ごみ処理施設建設に向けて取り組む事業ならびに中山投棄場閉鎖後に使用する、愛知郡清掃センターでの中継基地の建設に要する経費でございまして、予算額としましては、1 億 5,838 万 1 千円で、前年度と比べ、1 億 4,593 万 5 千円の増額となっております。なお、歳入予算でもご説明いたしましたが、新ごみ処理施設建設に係る業務に対し、国庫支出金であります循環型社会形成推進交付金 2,239 万 2 千円を特定財源として見込んでおります。内訳としましては、第 7 節 報償費 37 万 8 千円と、第 8 節 旅費のうち、費用弁償 5 万 6 千円は、今年度からお願いするもので、新たに組織する新ごみ処理施設連絡協議会の開催に必要とするものです。続いて、23 ページをご覧ください。第 11 節 役務費 14 万 7 千円でございますが、前年度と比べまして、11 万 1 千円の増額となっております。これについては、新ごみ処理施設整備において、切手代である通信



運搬費を 5,000 円増額したことと、建設候補地に存する相続放棄された土地への対策に要するものです。第 12 節 委託料 6,766 万 3 千円でございますが、新ごみ処理施設候補地に係る環境影響評価、施設整備・造成等基本設計、用地測量調査業務および次期中継基地整備に係る水質等調査業務の委託料となっており、前年度と比べまして、5,597 万 7 千円の増額となっております。第 13 節 使用料及び賃借料 20 万 2 千円でございますが、公用自動車のリース料に加えて、先進地視察に係る有料道路使用料を新たにお願ひするため、前年度と比べまして、1 万 1 千円の増額となっております。第 14 節 工事請負費 8,896 万 1 千円でございますが、愛知郡清掃センターでの中継基地整備に係るもので、今年度新たにお願ひするものでございます。第 17 節 備品購入費 43 万円でございますが、愛知郡清掃センターでの中継基地稼働に必要な備品購入に係るもので、今年度新たにお願ひするものです。

最後に 24 ページをお開き願ひします。第 4 款 予備費につきまして、前年度と同額の 100 万円を計上しております。

以上で、令和 2 年度当初予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（安澤勝君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。一

括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括で願ひします。

6 番 西澤申明君。

**○6 番（西澤申明君）** 標題 1 については、令和 2 年度の一般会計歳入の部 目 負担金、節 市町負担金についてであります。負担割合に関しまして、以前から申しておりますように、均等割 2 割、人口割 8 割と定めていることについては、不公平を生じるものとなっております。改めるべきと考えます。均等割 2 割としていることで、負担額を人口 1 人当たりに換算しますと彦根市 1 に対して甲良町、豊郷町、多賀町は 2 となり対等平等の原則に反するものと考えます。人口がどんどん減少する我が甲良町にとっては不公平がさらに拡大することになります。以前からも提案しているように、負担割合の全てを人口割にするか、少なくとも均等割 1 割にすれば不公平は緩和されます。管理者会において真剣な検討をすべきと考えますが、見解を求めます。

二つ目は、均等割 2 割とする根拠・理由は何かということです。合理的な根拠があるのかどうか。どのような経過があったのか説明ください。

標題 2 については、同じく令和 2 年度一般会計の歳出の部 款 2 衛生費、目 塵芥償却費、節 報償費についてであります。一つ目は新ごみ処理施設連絡協議会委員報酬に関して、当委員会の設置目的、委員対象等を書面にて提出する必要があると考えます

がいかがですか。

二つ目に新ごみ処理施設が完成した後の情報交換という説明が全員協議会でありましたが、そこにとどまらず、施設建設のプロセスの段階から当委員会を稼働させ周辺住民の意見・要望を十分に反映した施設建設そして運営とすることが求められていると考えます。見解を求めます。

三つ目は、当委員には市町民・地元住民から4名以上が選出されることが大切だと考えています。しかもそれは、公募によって選出されるようにすべきだと考えますが見解を求めるものです

○議長（安澤勝君） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） まず、標題1の要旨1についてお答えいたします。負担割合につきましては、組合規約第12条の組合の経費において、  
1 火葬場の設置および管理に関する経費は、均等割および人口割。  
2 最終処分場の設置および管理運営に関する経費は、均等割および人口割。  
3 新しいごみ処理施設の設置に関する経費は均等割および人口割。  
4 新しいごみ処理施設の管理運営に関する経費は、均等割・人口割および利用割と規定しております。また、その割合については、平成12年11月に彦根犬上広域斎場管理組合と彦根犬上広域廃棄物投棄場管理組合との合併により、当組合が設立された際に組合議会臨時会において平成12年組合条例第29号として、彦根愛知犬上広域

行政組合負担金に関する条例が定められ同条例第1条において負担金の割合は合併元組合での取扱い等ふまえ、均等割20%、人口割80%とすることが規定されております。なお、同条例の規定に基づいた取扱いについては、それまでの組合議会での議論等をふまえ、紫雲苑の改築の際、平成26年1月に開催いたしました財政担当課長会議および主管課長会議において議論されまして、その後の管理者会議において現行の負担割合とすることです承を得ておりますことから妥当であると考えております。

続きまして、標題1の要旨2についてお答えいたします。負担割合等の根拠につきましては、先ほども答弁させていただきましており、算出方法については彦根愛知犬上広域行政組合規約により均等割と人口割により行うこと。また、その割合については彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例において均等割20%、人口割80%とすることが規定されております。このため同条例の規定に基づいて行っているものでございます。また、当組合のように均等割と人口割の組合せによる算定の手法は、他の多くの一部事務組合でも採用されている手法で近隣の一部事務組合である湖東広域衛生管理組合や愛知郡広域行政組合でも採用されているものでございます。以上のとおり当組合の分担金および負担金の算出方法につきましては、議会でのご議決をいただいた条

例に基づくもので他団体の状況をふまえても合理的なものであると考えております。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） それでは私から標題2についてお答えいたします。まず要旨1についてでございますが、仮称彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会につきましては、彦根市清崎町、西清崎に計画している新ごみ処理施設の整備に関して地元および周辺住民と組合とが双方の理解を深め、情報の共有や意見交換を行うことで候補地を含めた地域環境の保全、地域住民の安全安心を確保し、もって新ごみ処理施設の円滑な整備を実現することを目的として設置を考えているものでございます。議員がおっしゃるように目的や委員を定めた設置要綱をできるだけ早い時期に制定する予定でございますが、まずは地域の代表者、連合自治会が複数ございますので、そちらの代表者の方々に相談しご意見をちょうだいした上での制定を目指しておりますのでご理解をお願いいたします。なお、設置要綱につきましては、議会の承認を求めるものではございませんが、全員協議会等で書面によりご報告したいと考えております。

次に要旨2についてでございますが、議員ご指摘のとおり連絡協議会につきましては、施設建設に向けたプロセスの段階から周辺住民のご意見、ご要望を十分に反映させるべく設置す

ものでございます。なお施設が完成した後につきましては、連絡協議会と同じ組織かどうか否かは現状ではお答えしかねますが、現在の彦根市の清掃センターなどと同様に地元の方々の連絡調整の機会が必要であると考えております。

次に要旨3についてお答えいたします。連絡協議会の委員につきましては、建設候補地である西清崎町自治会、隣接する自治会および周辺小学校区における連合自治会から推薦のあった自治会の方、彦根市で環境保全に取り組んでおられる団体の方などに就任をお願いしたいと考えておりました、住民代表の委員としては4名以上になってくるものと考えております。連絡協議会でご検討いただいた内容につきましては、適宜、当組合議会でご報告させていただくとともに、議員の皆様からちょうだいしますご意見を連絡協議会にお伝えしていきたいと考えております。また、連絡協議会以外でも環境影響評価などを通じまして地元住民からの意見聴取の機会を創出してまいりますし、構成市町にお住まいの方に対しましても広報やホームページで事業の進捗について情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） まず標題1の件ですけれども、合併によってですね議会にて議決をされた、それから他団体

との均衡を考えてということでありました。私が求めていますのは、要旨2のところの2割とする根拠ですね。これがどういう理由で議決をされたのか、どういう理由があったのかということ求めています。例えば水道加入料やそれから電話の加入、今は無いようすけども、そういう点ではベーシックな設備を分担をするという意味で高い金額が設定されていまして。ですから、均等割が高い分ベーシックの分をその小さな自治体が負担するようになります。運営費を対等に分担をしていくということですから、一番合理的なのは人口割、それから新ごみ処理施設の運営については先ほど答弁がありましたように利用割合ですね。ごみの搬出量割合にするというのは合理的なところだと思います。しかし、人口割の2割としたことについて、先ほども最初の質問でいいましたように、彦根市1に対して三町が2以上になるんですよね。そういう点でもこれは解消すべきだということに思います。つまり基礎的な施設をその市町が負担するという意味合いではありません。確かに新しい施設を作る場合に、そのベーシックな分をそれぞれが負担をするということもあり得ることすけども、運営費の分についてこういう負担割をしていくのは、以前の決議そのものを見直すということが必要だということに思いますので改めて見解を求めます。

それから、標題2のところですね。

要旨3のところなんですけども、推薦の方それから市がお願いをする方といたしましたけども、やはり公募も一つ入れるというのが必要だということに思います。当初から15名ですかね、説明がありました。その中に住民代表がおられますが、公募によるそういうごみ問題をしっかりと考えてやろうという意思の人を委員に入れていくということのも大事なところすし、反対賛成それぞれ地域の問題もあります。しかしごみ問題をやはり真剣に考えてやろうという委員会として建設のプロセスの段階から設置をし稼働していくということから考えると、そういうことも一つ視野に入れる必要があるのではないかということに思いますので、再度見解を求めたいと思います。

○議長（安澤勝君） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） 失礼いたします。標題1の要旨2に関する再質疑にお答えいたします。まず、均等割の採用に関しましては、各構成市町の人口規模や利用料にかかわらず平等共通に負担すべき基礎的な経費が発生することや、構成市町が等しく事業に参加していることをふまえれば、社会通念上適正なものであると解釈しております。以前に議決に至った際の前段で財政担当課長会議および主管課長会議を行いましてというご答弁を先ほどいたしました。その当時の資料で均等割に関します検討結果というものの資料を調査しましたとこ

ろ、均等割につきまして、人件費など計上できない経費については、構成市町の発言権を担保する上でも均等に負担することが必要であり、近隣の組合においても均等割を採用していることなどから均等割は必要であるという意見が採用されたものと思われまます。また、20%の率については、不公平と言われますが、その当時のときに均等割20%の妥当性については、会議時の過去3年間、この3年間というのは正確に何年度というのは分からないのですが、平成26年の1月に財政担当課長会議と主管課長会議が開催されておりますが、過去3年間の経常経費の中に占める人件費の割合が当時平均で25.6%であったことから、20%の均等割は妥当であるというような見解となったものと思われまます。以上でございます。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 議員に今ご指摘いただきました公募委員につきましては、これから連合自治会の代表者の方と、この連絡協議会の中の委員についてご相談をさせていただくということになりますので、この公募委員も彦根市からだけとするのか、四町の住民の方からも公募をして協議会の中に入れていただくのかも含めまして協議していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきますようお願い致します。

○議長（安澤勝君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 標題1のとこ

ろですけども、これは検討結果の報告書があるようですけど、これを見させていただくということの一つお願いしたいと思います。

それと、やはり1対2以下にするというのは大事なことだというように思います。均等割1割であっても、いま答弁がありました人権費の負担、それから基礎的運営費の負担という点では、その役割を果たせるというふうに思いますので、その1対2以下に均等割を1割にしますと1対2以下になるんですよね。そういう点でも再度の検討は必要だというように思いますので改めて検討し直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安澤勝君） 総務課長。

○総務課長（中江淳展君） まず最初にご質問いただきました財政担当課長会議および主管課長会議の報告書につきましては、申請いただきご覧いただきたいと思ひます。

それと、均等割で不公平な2割でなく1割でというご質問でございますが、事業費を人口で案分いたしますと、人口規模の小さい自治体ほど、人口1人当たりの負担金額が高くなるということは認識しておりますが、例えば、当組合の事業の一つである斎場紫雲苑の事業で例として考えますと、構成団体の状況から人口の少ない自治体ほど高齢化している傾向があることから、人口1人当たりの斎場の使用率は逆に高くなっていくということになります。反対に比較的高齢化の進行

が緩い自治体におきましては斎場の使用率は低くなるという面もあります。そういった面から考えますと、一概に人口から負担金額の公平・平等について判断することが必ずしも適切ではなく、多角的に判断する必要があると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** 以上で、事前に通告のあった質疑が終了しましたので、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

**○議長（安澤勝君）** では、暫時休憩をいたしまして、討論の発言順位を決めさせていただきます。

暫時休憩いたします。

---

〔午後2時55分休憩〕

〔午後3時00分再開〕

---

**○議長（安澤勝君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。討論を行います。その順位は、2番 獅山向洋君、6番 西澤伸明君の順とし発言を許します。

2番 獅山向洋君。

**○2番（獅山向洋君）** 一般会計予算議案第2号について反対討論をいたします。反対の趣旨は、議案第1号の補正予算で申し上げた内容と同じでございます。今回新しいごみ処理施設につきましては、西清崎町になったわ

けでございますけれども、先ほど申し上げたような内容です、要するに西清崎町の候補地は、沖積層で軟弱地盤であるということ。それから浸水想定区域になっているということ。さらに土砂災害危険箇所あるいは急傾斜地崩壊危険箇所に隣接しているわけでございます、そういう意味で適地とは言い難いと私は考えております。本来、多数決で決まったならば、その多数決に従うべきだと思いますけれども、このように地理的な条件は多数決で決まるはずがございません。しかもですね、地球温暖化が原因と言われておりますけど気候変動が非常に激しくなっている時にですね、わざわざこのような地理的条件のところを選ぶということは、多数決の問題ではないと私は思っております。そういう意味で今後も反対していきますので、ご理解いただきたいと思います。

それともう一点。これは、いま西澤議員の方から出された問題でございますけれども、これについては、私は西澤議員のおっしゃていることが理屈に合っていると思っております。私が管理者していたときも非公式に町長さんに、どうもこれは彦根市があまりにも有利になりすぎているのじゃないかと、この点についてどう考えているかというようなこともお聞きしたこともございます。ただこれは、何というか一つの町であるというプライドみたいなもので均等割というのが決まっているようでございまして、

逆に言えば本当に町民のためということを考えてプライドを捨てれば、やっぱりこの地域住民一人一人が同じ負担すべきだという考え方にいくんではないかと、こんなふうに思っているわけでございます。皆さんご承知のとおり、今回彦根市の新市民体育センターですね、我々は彦根市民の体育センターだとばかり思っていたんですね。いつの間にか湖東定住自立圏の中の問題になってしまいました。利用料金は彦根市民とこの四町と同じということです。しかも建設費も維持管理費も何の負担もなし、こういうことなんです。皆さんこういう状態をお考えになられましたら、今の彦根市だったら遠慮なく均等割なくそうやないか言えばね、あっさりと今の管理者は、そういたしましょうと、そういうふうにおっしゃるのではないかと私は思っております。チャンスでございますので町長さん方しっかりとお考えになったらどうかと思っております。そういう意味で西澤議員が反対の討論をされるようでございますが、先に立ってですね反対の討論をしておきたいと思っております。以上です。

**○議長（安澤勝君）** 6番 西澤伸明君。

**○6番（西澤伸明君）** 思いがけないエールを送っていただきましてありがとうございます。彦根愛知犬上広域行政組合の令和2年度一般会計予算に対する反対討論を行います。当組合のごみ行政に関する基本方針を根本

から見直す必要があるのではないかと提起をするものです。

一つは、政府の誘導策に従って広域化による大型化。現在の一市四町の圏域におけるごみ排出量をはるかに超える焼却能力のプラント導入計画などはごみ減量化の方向を後景に追いやるとともに、ごみ問題は行政と住民が協力して解決に努力するという理念も薄めてしまう危険性があります。さらに処理方法では熱効率を高めるとの口実で廃プラスチックの焼却を1案にあげており、どの処理方法を採用するかは全体を含めた整備基本計画が議会で承認されていることから、住民理解の合意が尊重されない可能性があります。

もう一つはパシフィックコンサルタンツが基本計画を策定し、今回環境アセスメントも受注したことであります。発注方法の説明によりますと、プロポーザル方式で行ったとしています。表面上の公平公正さを装っていますが、疑念は払拭できません。恣意的判断が働く可能性もあります。またそのような疑問がない場合においても、いち企業への丸投げ同然であり、基本計画策定企業が環境アセスメントも実施をして公正な結論・報告が担保できるのかという疑問は消えないと考えます。一方、当組合の運営に必要な予算に反対するつもりはありません。予算は、その自治体、団体の顔ともいわれます。新しいごみ処理広域化設備建設の基本計画を巡っては、昨

年 10 月当組合臨時議会において討論したとおりであります。今回とりわけ強調しなければならないのは、地球温暖化の危機的状況です。先日、山形県の県境に近い新潟県の町に行きましたが、平地にも近くの里山にも雪はありません。76 歳になる親戚の方が、生まれて初めてだと嘆いておられました。日本のみならず南極が気温 20℃との報道が各界に衝撃的に受け止められています。今こそ出るごみをいかに処理するかから、ごみを出さないためにはどうするかに転換すべき時期にきています。彦根市には低炭素社会を目指す宣言が、過去に採択されていると聞きます。日本政府はプラスチックを焼却すれば、石油由来であることから大量の CO2 放出を無視して、発電などに利用しているからサーマルリサイクルだとして廃プラ焼却もリサイクルだと主張しています。この政府主張に付き従うことを検証し構成市町と当組合で取組み可能なごみ減量化、ごみ問題の取組みを改めて呼びかけます。

そしてもう一つは、先ほど獅山議員が言われました負担金の平等の割合にすべき、こういうことを再度求めまして討論とさせていただきます。

○議長（安澤勝君） 他に討論はありませんか。

4 番 北川和利君。

○4 番（北川和利君） 議案 2 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について、前

日も前々日も代表者会議また全員協議会の中で十分説明がされていると思っております。よって、私は何の問題点もないと思っておりますので、今の負担金の均等割についても説明はされました。よって、私は賛成といたします。議員諸氏の賛同よろしく願います。

○議長（安澤勝君） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第 2 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を原案のとおり決することに、ご異議がございませんので、起立により採決を行います。

議案第 2 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安澤勝君） ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第 2 号 令和 2 年度（2020 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

**日程第 6 議案第 3 号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案**

○議長（安澤勝君） 次に、日程第 6、議案第 3 号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題



といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

○議長（安澤勝君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） 議案第3号彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。同条例別表、第4条関係で規定されております使用料は、平成2年4月に改正されて以降、現在に至っておりますが、今後も将来にわたり安定的かつ円滑な火葬業務を行うための財源として適正な利用者負担をお願いするために、使用料の改正をさせていただくものでございます。詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中江淳展君） それでは、議案第3号彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましてご説明させていただきます。お手元の議案第3号関係、別添3条例改正概要書をご覧ください。同条例の別表、第4条関係で規定されております使用料は、平成2年4月に改正されて以降、現在に至っておりますが、現在使用しております火葬炉設備の3年の保証期間が平成30年6月で終了し、

今後は、毎年何らかの修繕を行う必要が生じてまいりました。運転と停止すなわち膨張と収縮を繰り返すこととなる主燃焼炉および再燃焼炉の耐火材につきましては、稼働後、4・5年目から定期的に補修を行っていく必要があります。このような修繕は、県内の他施設においても同様であります。今後は、将来にわたり安定的かつ円滑な火葬業務を行うため、長期的な修繕計画をもとに火葬炉設備に係る修繕を年次的に行っていく必要がございますので、その財源として適正な利用者負担を求めるため、別表のとおり改正をさせていただくものでございます。改正に当たりましては、現在の斎場の運営に要する単年度当たりのコスト、具体的には斎場管理費や人件費、建設費、修繕費から一人当たりの火葬に係る原価を積算した金額を根拠といたしました。積算で一人当たりの経費が約8万円となったことから13歳以上の管外料金を8万円としております。

具体的な改正の内容につきましては別表のとおりとなりますが、火葬対象の大多数を占める管内の13歳以上の方の場合、現行使用料の1万5千円から2万円に、管外の場合は6万円から8万円といたしました。その他の区分は別表のとおりでございます。今回の使用料改定の検討に当たり、滋賀県内の他の斎場の火葬料金を調査しましたが、そのほとんどが今回改正をお

願いする新たな使用料とほぼ同額または近い額となっております。今定例会におきまして、本条例改正をお認めいただけましたら、一市四町の広報や組合ホームページにおいて周知を図ってまいり、施行時期につきましては、管内の住民の皆様等への周知期間を考慮し、令和2年6月1日としております。

以上が彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についての説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いします。

13番 中野正剛君。

**○13番（中野正剛君）** 今回の議案第3号ですけど、これに反対するものではない、ありません。ちょうどいい機会ですので、火葬場についての質問をさせていただきたいと思っております。内容は、紫雲苑の今後の火葬についてで、今回火葬料金を値上げしたが、今後の火葬炉の劣化や火葬ニーズの増加を考えると火葬料金の定期的な見直しが必要なのではないかという点から七点質問いたします。

先日、読売新聞に草津市営火葬場の記事が載ってました。草津市営火葬場の火葬炉は、3炉しかなく火葬場のない栗東市からの遺体が持ち込まれる

ため、火葬件数が増加しているそうです。このような中、2018年の草津市議会で、地元の火葬場が使えず大津市で高い費用を払ったという市民がいたという指摘が出ました。今回の紫雲苑の火葬料金を改定する理由が、火葬炉の3年の保証期間が終わり、毎年補修費用がかかるようになったので、他市にならい火葬料金を値上げしたと説明がありましたが、これから先、高齢者人口が増加していきますので、火葬炉ニーズは増々増えていき、補修費用の増大と管内の方の火葬燃料費の負担が重なり、広域行政組合での財政負担が急速に増えていくのではないかと思います。以下質問させていただきます。

まず、一点目です。紫雲苑の火葬炉に余裕はあるのか。今回資料をもらいましたが、滋賀県火葬場料金の一覧をみると、高い火葬料金を支払った草津の市民は、1万円ですんだ火葬料金が、大津市で火葬をしたために、10万円払ったこととなります。このようなことは、この広域行政であってはならないことです。今の紫雲苑の火葬炉は6炉ありますが、稼働にゆとりがあるのか、これが一点目です。

それと、二点目です。これからの火葬の需要増に役立ていけるのか。草津市と栗東市が行った調査では、2025年には、4炉から5炉の火葬炉が必要であると計算しています。1炉当たり1日2.5件の火葬をした場合、需要のピークとなる2065年には7炉が必要であると試算しています。単純計算する

と、45年後には火葬の需要が、1.5倍から1.7倍程になります。今の火葬のニーズに紫雲苑の火葬炉の規模で対応できるのか、これをお聞かせください。

それと、三点目です。火葬のニーズが増えることによる財政負担の増加ということで、火葬料金一覧表をみると、管内と管外の差額6万円が一人当たりの差額となり、それを広域行政組合が負担していることになり、今後の火葬炉需要の増加により、財政負担がどれほど増えていくのかシミュレーションしているのか、これをお聞かせください。

四点目です。紫雲苑の火葬炉の老朽化はシミュレーションしているのか。紫雲苑の火葬炉の老朽化は、今後どのようになっていくのかというシミュレーションをしているのかをお聞かせください。

五点目です。火葬炉を増設しなければならなくなったら、対応できるのか。今後火葬の需要は、増加していきます。火葬炉を増設する必要があるか。もし出てきたら現行の場所で火葬炉を増設できるのか。その見解をお聞かせください。

六点目です。火葬の需要が増加したとき、現行の火葬料金は維持できるのか。今回、火葬料金の改定を行います。紫雲苑の火葬炉は年数が経過するごとに、毎年補修費が高くなっていくのではないかと思います。それに加え火葬の需要が急ピッチで増加してい

くなかで、現行の火葬料金で維持していけるのでしょうか、見解をお聞かせください。

最後七点目ですけれども、定期的な火葬料金の見直しが必要ではないかということで、今までの質問のなかで今回火葬炉の補修費用が発生したので、他の市と火葬料金を比較して値上げをされていますが、これからは、他の市にならって、値上げを実施するのではなく、広域行政組合として、定期的に料金の見直しを実施して財政負担を増やさないようにしていくことが必要ではないかと思いますが、見解をお聞かせください。以上、よろしくお願ひします。

○議長（安澤勝君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上田文夫君） 紫雲苑の今後の火葬についてご質疑に、お答えさせていただきたいと思ひます。

まず、要旨1でございますが、平成24年に作成した増改築基本計画において、年間死亡人口は増加傾向にあり、令和13年度には、死亡人口2,017人と推定しております。この死亡人口に対する紫雲苑の必要火葬炉数は5炉と算出され、現施設は予備炉1炉を合わせて6炉設置しておりますことから、稼働にゆとりがあると思ひます。なお、予備炉については、修繕補修時に火葬需要に対応できるよう、また、将来の死亡者数の増加による需要動向にも対応できるよう設置しております。

次に要旨2についてお答えします。

施設や設備の点検、各種修繕等を考慮した上で、火葬炉 6 炉で可能な最大火葬件数を算出すると、年間約 2,700 件となります。ただ、今お答えしましたとおり、ピーク時の死亡人口は 2 千人余りと想定していることから、対応可能と考えております。なお、現在の火葬件数は、年間約 1,500 件となっております。

次に要旨 3 についてお答えします。今回の使用料の値上げにつきましては、斎場管理費や人件費、建設費のほか、令和 10 年度までの火葬炉設備等修繕計画に基づき修繕料などを根拠に算出いたしました。一体当たりの火葬原価となる 8 万円を管外の 13 歳以上の方の使用料としております。火葬対象の大多数を占める管内の 13 歳以上の方の使用料は、従前から管外料金の 25% としており、議員ご指摘のとおり、その差額が行政組合の負担となっております。今後は火葬需要の増加等により、財政負担が増えることも予想されますが、人口減少や火葬炉設備等修繕計画などを勘案しながら、長期的な視野に立ってシミュレーションしてまいりたいと考えております。

続いて要旨 4 についてお答えします。火葬炉設備等の経年劣化や老朽化を想定し、令和 10 年度までの 10 年間の火葬炉設備等修繕計画を作成しております。年度により修繕箇所や修繕料は異なりますが、年平均約 1,700 万円となり、最大では年間約 3,600 万円を見込んでおります。

次に要旨 5 についてお答えします。先の要旨 2 で答弁申し上げたとおり、現在の 6 炉で対応できると考えておりますので、火葬炉の増設は、現時点では考えておりません。

次に要旨 6 についてお答えします。今回の改正の内容等は先ほどお答えしましたとおり、紫雲苑に係る全ての経費を使用料で賄えるものではなく、賄うものでもないと考えておりますが、今後は社会情勢の変化や施設の維持管理経費の動向などをもとに、長期的な視野に立ってシミュレーションしてまいりたいと考えております。

最後に要旨 7 についてお答えします。今回の使用料の値上げにつきましては、斎場管理費や人件費、火葬炉設備等の修繕料などをもとに火葬原価を算出し設定したものであり、結果として県内他施設と比べて同程度となったものでございます。今後も紫雲苑の適正な維持管理・運営が図れるよう、長期的な視野に立ち使用料について協議してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 再質疑ありますか。

中野議員。

○13 番（中野正剛君） あの三点目の財政負担のところで確認だけさせていただきたいと思います。燃料費がですね管内と管外の差額 6 万円。これはピークで 2,000 人の火葬ということで年間先ほどありましたけども、単純に考えて 1 億 2,000 万円の負担です

よね。それに尚且つこれから先のことを考えたら CO2 の排出削減といわれていますので、こういう化石燃料の値段は多分高騰していくと思うんです。そういうぐらゐの費用になった時には耐えていけるんでしょうか。ちょっとそれだけを教えてください。

○議長（安澤勝君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上田文夫君） ピーク時の財政負担の関係でございますが、ピーク時の財政負担額につきましては、必要経費から使用料収入を差し引いた額いわゆる構成市町の負担金は約 4,000 万円と今のところ見込んでおります。

○議長（安澤勝君） 再々質疑ありますか。

中野議員。

○13 番（中野正剛君） ちょっと分かりませんでしたけども、私が言いたいのは、今回みたいに補修費がかかってきたから上げさせてもらいますというのじゃなくて、もっと市民の負担をちょっとでも少なくするために前倒ししてこういうふうになるから、一番負担の少ない。今、設備を別に増やさなくても大丈夫だというのは教えてもらいましたのでその分は安心しましたが、そういう料金改定をですね、もっともっと前倒しして良い方法を選択していけるような体制にしてもらいたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安澤勝君） 要望でよろしいですか。答弁求めますか。

○13 番（中野正剛君） いいです。

○議長（安澤勝君） よろしいですか。はい、以上でございます。

○議長（安澤勝君） 以上で、事前に通告のあった質疑が終了しましたので、議案第 3 号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（安澤勝君） 西澤議員の他に討論される方はおられませんか。では、討論を認めます。

6 番 西澤伸明君。

○6 番（西澤伸明君） 斎場の設置および管理に関する条例に関して反対討論を行います。改定の一覧表を見ますと随分大きく値上がりを行います。今現在、市民町民の懐具合・家計の状況は大変な状況です。消費税の 10% の強行に基づいて、それぞれの地域で経済活動もそれから生活も大変になっています。そういう中での追い打ちとなってまいります。私は住民の負担を増やすことで財政的苦しさを緩和する、こういう安易な選択をしてはならないというように思っています。税金の使い方を根本的に改めることを各市町が行政が、そして議会が考える必要があるというように思っています。現在進行している国体のための施設整備ですね、これは県も非常に膨大な金額を投与をしてテレビでも取上げられたくらいです。そしてその主会場となる彦根市の問題も日々報道され

ておりますし、耳にもしております。そういう点でも、その税金の使い方を改めるといふ方向に舵を切らなければ、先ほど中野議員がおっしゃいましたように前倒しで改定をする。改定をするといふことは値上げをしていくといふ方向と一致だといふように理解をしているわけですが、そういう方向に流れざるを得ないといふように思うんですね。やはり管理者会そして議会がしっかりと対応していかなければ、このお葬式の費用もだんだん上がっていく中で、火葬費もこれだけ値上げをしていくとなると本当に大変となります。そういう点でも、この見直しを再度求めていきまして改定に反対をするものです。

**○議長（安澤勝君）** 他に討論はありますか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、ご異議がございまして、起立により採決を行います。

議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（安澤勝君）** ご着席ください。起立多数であります。よって、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合斎

場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案**

**○議長（安澤勝君）** 次に、日程第7、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局副主幹朗読〕

**○議長（安澤勝君）** 提案者の説明を求めます。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** 議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴い、関係する二つの条例について、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、当組合の職員定数条例の改正でございますが、本条例において引用している条項のずれを改めるものです。もう一つの職員の服務の宣誓に関する条例の改正につきましては、会計年度任用職員に義務付けられている

職務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしいかたちで行うことができる旨、現行条例に付け加えるものです。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（中江淳展君）** それでは、彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。お手元の議案第4号関係、別添4の条例改正概要書をご覧ください。今回の一部改正につきましては、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の改正により、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い必要となるものでございます。

まず、当組合の職員定数条例の改正でございますが、本条例において引用している条項のずれを改めるものです。具体的には、臨時的任用職員を任用する際の根拠法である地方公務員法が改正され、これまで当組合の臨時職員の任用は同法第22条第5項において定められておりましたが、これが、同法第22条の3第4項に改められたため、これを根拠条文に改めるものです。

もう一つの彦根愛知犬上広域行政

組合職員のサービスの宣誓に関する条例の改正につきましては、新たに任用された会計年度任用職員は、サービスの宣誓が義務付けされますが、その宣誓の方法は、会計年度任用職員制度導入前の任用形態や任用方法が様々であることを鑑み、職務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしいかたちで行うことができる旨、現行条例に付け加えるものです。

以上が職員定数条例および職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る説明でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安澤勝君）** 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（安澤勝君）** ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合職

員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

---

[午後 3 時 40 分休憩]

[午後 3 時 55 分再開]

---

**○議長（安澤勝君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第 6 一般質問

**○議長（安澤勝君）** 次に、日程第 8 定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が 2 名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、4 番 北川和利君、2 番 獅山向洋君とします。

なお、一括質問、一括答弁ですので質問者は一括で質問をしてください。

4 番 北川和利君。

**○4 番（北川和利君）** それでは、新設一般ごみ処理施設のコンサルについて質問させていただきます。パシフィックコンサルタンツ株式会社はどのような会社なのか。私は、豊郷町選出議員ですが、一度もコンサル会社の説明を受けておりません。そこで、通称パシコンがどのようにして選定されたのか伺いたいと思います。これは、ここにいる議員さんでもパシコンそのものがどうやって選定されたのか

全然分かっておりませんので、聞きたいと思います。

二つ目、新ごみ処理施設整備基本計画において処理方式として採用されたストーカ式焼却炉について質問いたします。温室効果ガスの削減、抑制目標については、国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 COP25 においても争点となり、合意には至らなかったものの、温室効果ガス削減の必要性については、認められているところです。そこで、ストーカ方式焼却炉を選ばれた理由についてお尋ねします。以上です。

**○議長（安澤勝君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（杉山暢基君）** それでは、私から標題 1 のご質問にお答えします。パシフィックコンサルタンツ株式会社は、東京都に本社を置く総合建設コンサルタント会社で、彦根市が発注する土木関係建設コンサルタント業務において、廃棄物をはじめとする 20 業種で平成 31 年度入札参加資格者名簿に登録されている会社でございます。建設や環境部門の技術者が多数在籍し、県内外における一般廃棄物処理施設に係る施設整備基本設計業務、環境影響評価業務等において豊富な実績を有してございます。また、当圏域におきましては、滋賀県による仮称彦根総合運動公園実施設計等業務を受注しております。

同社がどのようにして選定されたのかについてですが、新ごみ処理施設整備に係る基本計画策定等委託業務、



施設整備・造成等基本設計業務および環境影響評価業務のいずれにおきましても、構成市町担当課長等による選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により厳正かつ公平な審議を行った上で、最も適した事業者として選定したものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、標題2のご質問にお答えします。広域での新たなごみ処理施設において、可燃ごみをどのような方式で処理するかについては、焼却方式以外の処理方式も含めて湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会において検討され、平成20年5月に策定された湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想で、日量100tを超える規模の施設においては、焼却方式が安定的・効率的な処理方式として評価されております。よって、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会においては、当時の基本構想の内容を踏まえ、可燃ごみの処理方式を焼却方式とし、四つの処理方式を候補に挙げ、施設整備基本計画の理念に基づく評価に加え、プラントメーカーから取得した概算費用からコスト面についても併せて検討されました。結果として、エネルギー回収が良く、省エネルギーに優れており、さらに他都市での採用実績数が多く、安定した燃焼により排ガス中の有害物質を低減できることなどの理由から、ストーカ方式を採用することとなりました。また、新たな施設では、焼却により発

生する熱を回収し、エネルギーとして利用することから、発電所等で使用される化石燃料の削減につながり、結果として二酸化炭素排出量が相殺されます。相殺割合は、容器包装プラスチックを分別するかどうかで若干異なりますが、焼却施設から排出される二酸化炭素量の45%程度の相殺が期待されるものとなりまので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 北川議員。

○4番（北川和利君） 一問目のコンサルについては、ある程度理解ができました。

二問目の質問のストーカ式。今、地球温暖化ということで、やはりこのストーカ式というのは日本がどうも一位、二位を示しているということでこの化石燃料。やはり温室効果ガスを大量に排出する結果が地球環境を滅ぼすということで、世界的に日本は駄目じゃないかということで指摘されております。そんな中で一市四町で新たにストーカ式でやるということは、僕はいかなるものかと思っております。かといってそれがなければ、解決がつかない問題もあると思っております。ましてや一市四町ではありませんが、彦根市については低炭素社会構築都市宣言というのがあります。そんな中で地球温暖化あともろもろネットで調べたら出てきましたけども、いくつかそういう宣言の箇所がクールチョイスにしても登録してあるようです。そんな中で、何かいい方法を見つけて

いかなくはならないのかと思っております。というのは、やはり向こう10年間、10年にわたって計画をたっている。今ちょうど中間の10年が過ぎました。あと10年はどうしてもやらなかんことだとは、僕も理解しております。しかし、世界的にこうやって持ち上がっている問題にも早急に対応しながら足並みそろえながらやっていってもらいたいと思いますので、その点の弁解はどういうふうになるかと思っておりますか。回答願います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 確かに二酸化炭素の排出量についても考慮する必要があるというふうに考えてはおります。現状の彦根市の清掃センターにつきましては、熱回収をしていないことから焼却によって排出されるごみから出る二酸化炭素の量というのは全く削減されてなく、そのまま放出されているという状況でございまして、一方リバースセンターにつきましては固形燃料化をしているわけですが、それに固形燃料化するために化石燃料を使用し、出来た成型物を燃料としてまた使用するというかたちで行っておりますので、どちらかというとも本来燃やすことで排出される二酸化炭素を更に化石燃料として出すということは、排出される二酸化炭素量は同じになるんですが、それに加え化石燃料を使用して成型しているということで二酸化炭素の量は

増えているような状況になるということになります。それを今回新たな施設では熱回収をすることによって二酸化炭素の排出される量をエネルギー回収することで、電力会社で使われる化石燃料を削減し地球規模でみた大気への二酸化炭素の排出量を減らすというかたちで低炭素社会に貢献していけるような施設になるというふうに考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安澤勝君） 北川議員。

○4番（北川和利君） 僕の言いたいのは、要するに彦根市さんは、こういう構築都市宣言というのされてますので、やはり日本で1,230都市かな。なにせ世界で一番ということが出ております。やはりこれから新しくやるに当たって、それはいかがなものかと、駄目だと言っているのではありません。何とかもう一ついい方法がないか検討していただきたいと思っておりますので、どうぞその点よろしく願います。回答願います。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 我々も他に焼却以外で処理方式としてどういったものがあるか、それが二酸化炭素の排出量と比べたわけなんですけども、他に炭化処理というような方式もありますが結果的に二酸化炭素の放出、地球規模でみた場合の放出というかたちですと、やはりストーカ炉で高効率の熱回収をすることでエネルギー回収をする方法が今のところ

二酸化炭素の排出量を削減できるものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（安澤勝君）** 続いて獅山向洋君。

**○2番（獅山向洋君）** 私も北川議員と同じように、新ごみ処理施設に関して質問いたします。まず、標題1ですが、基本設計等のプロポーザルについてお尋ねします。報告では、辞退した会社が2社あるということですが、どういう会社か明らかにしていただきたい。それと、選定された事業者の評価項目や評価点についても明らかにしていただきたい。それと、評価した人のお名前や評価した人の個々の評価点を明らかにしていただきたいと思っております。

次に標題2ですけれども、ごみ処理施設につきましても、昨年臨時会で候補地が決まったわけですが、それ以降どのようなことをされたのか、尋ねたいと思っております。私ども議員は、全員協議会で経過説明を聞いたわけですが、やはり地域住民に分かるように、あるいは、会議録に残すように地元説明会はどうだったかとか、関係事業者の選定であったりとか、選定した結果の金額であったりといった経過を定例会で説明していただきたいと思っております。

**○議長（安澤勝君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（杉山暢基君）** それでは、私から標題1のご質問にお答えします。まず、今回のプレゼンテーシ

ョンにおいて、辞退届を提出された業者は、中外テクノス株式会社関西支社と国際航業株式会社滋賀営業所の2社でございます。次に、評価項目および評価点でございますが、10項目ございまして、1事業者の評価が15点、2予定配置技術者の評価が20点、3業務実施方針が5点、4業務実施体制が10点、5業務実施スケジュールが5点、6施設整備・造成等基本設計業務における課題と解決策が10点、7環境影響評価業務における課題と解決策が10点、8住民の合意形成における対応策についてが10点、9プレゼンテーションおよび質疑応答が5点、10見積金額が10点。以上の10項目で評価し、評価点は100点満点として実施いたしました。

次に、評価者の氏名および評価者個々の評価点についてですが、本委託業務の候補者の選定について厳正かつ公平に審査を行うため、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備に係る施設整備・造成等基本設計業務および環境影響評価業務委託候補者選定委員会設置要綱を策定し、委員会を設置いたしました。委員につきましては、彦根市生活環境課長、愛荘町くらし安全環境課長、豊郷町住民生活課長、甲良町住民課長、多賀町産業環境課長、彦根愛知犬上広域行政組合事務局長、同じく総務課長、同じく建設推進室長、同じく建設推進室主幹。以上の9名で構成し、本委託業務のプレゼンテーションの審査を行っていただきました。

また、評価点につきましては、彦根市生活環境課長 84 点、愛荘町くらし安全環境課長 75 点、豊郷町住民生活課長 82 点、甲良町住民課長 85 点、多賀町産業環境課長 75 点、当広域行政組合事務局長 81 点、同じく総務課長 75 点、同じく建設推進室長 79 点、同じく建設推進室主幹 84 点で、平均は 80.0 点でございます。

続きまして、標題 2 のご質問にお答えします。まずは、新ごみ処理施設建設に係る地元に対する説明会について経過を申し上げます。昨年の 10 月臨時会で施設整備基本計画の議案が可決後すぐに、候補地西清崎周辺の四つの小学校区に属する連合自治会長および候補地に隣接する自治会の会長様に対しまして、電話にて候補地決定の報告と併せて、ご挨拶に伺う日程調整をさせていただき、一週間程度かけて各会長にはご挨拶に伺わせていただきました。

そのあと、11 月中に亀山学区連合自治会、西清崎町自治会、西清崎に隣接する稲里町自治会と東清崎町自治会のほか、荒神山神社には個別に施設概要や今後のスケジュール等についてご説明させていただきました。

また、12 月には、1 日の日曜日と 8 日の日曜日に西清崎周辺の四つの小学校区住民に対する合同説明会をいずれもグリーンピアひこねで開催しました。参加者数は、両日併せて 158 名でした。グリーンピアでの説明会では、アンケート調査を実施しましたが、

清崎町地先での新ごみ処理施設建設について、不安に思っておられることがありますかという問いに対し、あると回答された方の約 44% が交通問題に対する不安で最も多く、次に公害に対する不安で約 24% でした。自由意見も多くいただきましたが、西清崎での建設に対し明確に反対と記載されたものは 3 件で、他の場所にして欲しいは 1 件でした。また、迷惑施設とされるごみ処理施設を、今後は有益な施設と評価されるために新たなごみ処理施設に望まれる事項や、施設の建設を機とした周辺の地域振興といった前向きなご意見としては、40 件あり、全体の約 33% となっております。

昨年内の説明会としては、個別と合同の説明会を合わせた参加者総数としては重複する方もおられますが 250 人弱となります。いずれの説明会でも搬入出車両による交通安全面や排ガスへの不安などをお聞かせいただきましたが、西清崎での新ごみ処理施設建設を反対する大きな意見はちょうどいしませんでした。

年が明けましてから、西清崎町自治会内で新ごみ処理施設建設に係る推進委員が決まったとの報告をいただきましたので、1 月 24 日金曜日に第一回目の推進委員会を開催しました。推進委員は、現在の自治会長、来年度自治会長を含めた 7 名が、令和 11 年 4 月の稼働まで固定で推進委員を務めていただくとのことでございます。

また、賀田山町の大山自治会から、

1月14日に、大山自治会は新ごみ処理施設建設に反対します。という文書をいただき、大山自治会としての意見・質問に対する説明を求められたことから、1月26日の日曜日に大山自治会へお伺いしました。現在のところ、大山自治会として西清崎で新ごみ処理施設建設を進めることに対し、断固反対という強い意思表示というものではなく、一定のご理解をいただいているものですが、今後も候補地周辺の住民さまへご理解を求めていくに当たっては、四つの小学校区住民を対象とする説明会に加え、西清崎町自治会および隣接する自治会に対する個別の説明会も開催し、丁寧な対応をしていきたいと考えております。

以上、地元に対する説明会の経過でございます。

次に、候補地周辺地域の皆様による県内の先進ごみ処理施設の見学会を実施しましたので、ご報告させていただきます。見学会は、12月20日金曜日に近江八幡市環境エネルギーセンターへ、12月21日土曜日には、野洲クリーンセンターと草津市立クリーンセンターを、また年明けの1月18日土曜日に草津市立クリーンセンターと、3日間に分けて実施しました。参加者総数は65名でした。このうち、当組合議会から7名の議員様にご参加いただいております。見学会に参加いただきました方には、帰りのバスの中で簡単なアンケート調査を実施しました。その集計結果ですが、参加い

ただいた8割以上の方にごみ処理施設のイメージが良くなったと回答を得ています。しかしながら、ごみ処理施設への影響についての問いに対しては、約66%の方が影響はないと思う、約27%の方がどちらとも言えない、約5%の方があると思うという結果となっております。以上、先進ごみ処理施設の見学会の結果報告でございます。

続きまして、候補地で進める環境影響評価など各種調査等の五つの業務について、入札執行等により受託者が決定しておりますので、受託者および契約金額についてご回答させていただきます。

地歴調査の受託者は、彦根市高宮町に所在する夏原工業株式会社です。契約金額は、49万5千円です。

地形測量の受託者は、彦根市平田町に所在する関西建設コンサルタント株式会社です。契約金額は、618万2千円です。

地質調査の受託者は、彦根市森堂町に所在する彦根鑿泉株式会社です。契約金額は、2,805万円です。以上、三種の委託業務の期間は令和2年3月31日までとしております。

残り二つの業務、施設整備・造成等基本設計業務と環境影響評価業務についてですが、これらの業務につきましても、互いの業務で情報共有しながら、それぞれの業務との整合性を図る必要があるため、業務を一本化してプロポーザル方式にて事業者を決定い

たしました。受託者は、大津市梅林一丁目に所在するパシフィックコンサルタンツ株式会社滋賀事務所で、契約金額は、二つの業務併せて2億9,920万円です。また、契約期間については、施設整備・造成等基本設計業務が令和3年9月30日まで、環境影響評価業務については、令和5年9月30日までとしております。ただし、施設整備・造成等基本設計業務の契約期間満了後に変更や修正が生じた場合は、環境影響評価業務の契約期間内であれば対応いただけるということでございます。

続きまして、中山投棄場中継基地に替わる次期中継基地の整備に係る経過についてですが、中山投棄場での埋立ごみ中継基地業務につきましては、地元との協議で令和3年3月31日までとなっておりますことから、昨年度、平成30年11月に愛知郡広域行政組合の愛知郡清掃センターを優先順位一位の候補地として決定して以降、愛知郡広域行政組合ならびに愛知郡清掃センターの所在する東近江市小八木町自治会とは、慎重に協議を進めてまいりました。そのような協議の中で、当圏域の埋立ごみ中継基地を愛知郡清掃センターの場所で整備することについて、小八木町自治会の総会で諮っていただき、結果を待つことになりましたことから、本年1月12日の総会で自治会住民へご報告いただき、その結果、ご承認いただくこととなりました。このように、小八木町自治会な

どと慎重に協議を重ねた結果、合意形成に時間を要しましたことから、予定通り新たな中継基地を稼働させるため、昨年度に中継基地整備計画策定業務を請け負い、愛知郡清掃センターの現況や次期中継基地の概要を熟知し、また、小八木町自治会への説明会にも参加し、その協議内容なども把握しているパシフィックコンサルタンツ株式会社と一旦令和2年3月31日までを契約期間として随意契約し、ただちに実施設計業務に着手いたしました。契約金額は、880万円です。それでもなお、本年度内での実施設計業務の完了は見込めないことから今定例会において明許繰越をお願いしたものでございます。今後の事業スケジュールですが、実施設計業務を遅くとも5月末までに完了させる必要がございます。実施設計業務が完了しましたら、委託業務の目的物となる設計書および仕様書をもとに、入札執行により中継基地整備工事の請負業者を決定し、遅くとも8月上旬から工事に着手し、令和3年3月上旬には完成させられるようにしたいと考えております。以上でございます。

○議長（安澤勝君） 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） 全協で聞いた説明どおりにもう一度繰り返しの言っていたいたんですが、ただ一つです。ね是非とも管理者なり事務局で考えていただきたいのは、例えば私も彦根市議会議員24人いるうちから9名のうちの1人として出てきているわ

けなんです。ですから逆に言うと私もどもとしては、他の彦根の市議会議員に説明するような立場にもあるわけなんです。そういう観点から申し上げますとですね、最初の要旨といいますかプロポーザルの内容とかですね、あるいはこの臨時会以降の経過とかですね、これいろいろと口頭で喋っておられてそれがいずれ会議録になるかもしれませんが、これだって今年の8月頃になってしまう可能性もあるわけなんでね、そういう観点から言いますとね、やっぱり前の候補地選定の時も委員会の内容なんかもある程度明かにされたわけですから、少なくともこんな200億もかかるような事業について、例えば辞退された2社の社名とかですね、あるいは評価項目とか評価点とかですね、あるいは評価した人の氏名とかあるいは評価点とか、これはやっぱり文書で出されるべきではないかと思うんです。そうすれば、私も議員としても他の議員に説明しやすくなるわけです。

それから今までどういうことをやったかどうかということ、ある程度文書で明確にしていただけないでしょうかね。私こういうことを喋っておりますけれども先ほど申し上げたように、私は西清崎町という場所のね、やっぱり地形的な問題とかそういうことについては、反対なんです。けれどもやっぱりそういうことを、きちっと書面で出していかれることが非常に重要ではないかと思っておりますので、

その点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） プロポーザルの実施につきましては、ホームページで結果についても公開しておりましたので、それで事足りるものというふうに考えておりましたが、そのような事前に議員の皆様にもお知らせするというやり方も今後また検討させていただきたいと思っております。経過についても文書というかたちで皆様にお知らせできるようなものを作成したいと考えますのでよろしくお願いたします。

○議長（安澤勝君） 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） これホームページにですね評価点とかそういうこともみな出てましたかね。ちょっと私、正確に見ていないので申し訳ないけれども。どうでしょうか。

○議長（安澤勝君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） ホームページの方でも評価点にしましては平均点というかたちで80点ということで公表させていただいております。

○2番（獅山向洋君） ちょっとこれ確認だけ。すいませんがね、個々の人の評価点に対する評点をきちっと出していただかないとね、評価された方はどういうお考えを持っておられるか分からないんですよ。ただ平均点だけポンでは分からないのでね。

○議長（安澤勝君） ご要望というこ

とでよろしいですか。

○ 2 番（獅山向洋君） はい。

○ 議長（安澤勝君） 以上で通告のありました質問は終了しましたので、これをもちまして、一般質問を終結します。これで、今定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和 2 年 2 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

#### 午後 4 時 25 分閉会

会議録署名議員

議 長 安 澤 勝

議 員 富 永 勉

議 員 北 川 和 利



全 員 協 議 会

( 2 月 2 7 日 )



令和 2 年 2 月 27 日(木曜日)

午後 1 時 58 分開会

○議長（安澤勝君） 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、お時間をいただき、全員協議会を行います。

はじめに、本日の定例会の欠席者について、事務局から報告があります。事務局長。

○事務局（神細工事務局長） 失礼いたします。欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。甲良町の木村議員と愛荘町の竹中議員が公務のため欠席でございます。以上でございます。

○議長（安澤勝君） ありがとうございました。これをもちまして全員協議会を終わります。

次に、今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） 本日は、令和 2 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合定例会に当たり議員各位におかれましては、公私お忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素から当組合の管理運営に格別のご理解、ご協力をちょうだいしておりますこと、改めて厚くお礼申し上げたいと思います。

本日の定例会は、令和元年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第 3 号、令和 2 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算、彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案および彦根愛知犬上広域行政組合職員定数条例および彦根愛知犬上広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についての議案を提案させていただきます。何卒、よろしくご審議のほど、お願い申し上げたいと思います。

○議長（安澤 勝君） ありがとうございました。

午後 2 時 00 分閉会

令和 2 年 2 月 27 日(木曜日)

午後 4 時 25 分開会

○議長（安澤勝君） それでは、定例会の閉会後に、お時間をいただきまして、全員協議会を行います。

本日は、当組合議会会議規則第 35 条の規定にある議会運営代表者会議の彦根市の代表者 3 名のうち、獅山向洋議員が辞任されましたので、それに伴いまして、赤井康彦議員が新たに選出されましたのでご報告を申し上げます。

これをもちまして全員協議会を終わります。

皆様、ご苦労様でした。

午後 4 時 26 分閉会